第35号様式（第31条関係）

診療用放射線照射装置備付届

年　　月　　日

　　　保健所長　殿

管理者　住所

氏名

　　下記のとおり診療用放射線照射装置を備えるので、医療法施行規則第26条の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称及び所在地  １　病院又は診療所の | 名　　　　　称 |  | |
| 所　　在　　地 | ＴＥＬ　　　　　　　　　　ＦＡＸ | |
| ２　診療用放射線照射装置に関する事項 | 制作者名 |  | |
| 型　　　　　式 |  | |
| 個　　　　　数  据え置き型（台数） |  | |
| 装備する放射性同位元素の種類及び数量 | 種類  数量　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ベクレル | |
| 用　　　　　　途 |  | |
| の氏名と放射線診療に関  　医師、歯科医師又は診療  ３　診療用放射線照射装置 | 氏　　　　　　名 | 職　　種 | 放射線診療に関する経歴 |
|  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| する経歴  放射線技師  を使用する |  |  |  |  | |
| ４　予定使用開始時期 | | |  | 年　　　　月　　　　日 | |
| 概要  　線障害防止に関する構造設備の  ５　診療用放射線照射装置の放射 | 放射線源の収容容器は照射口が閉鎖されているときにおいて、１ｍの距離における空気カーマ率が70μGy/時以下 | | | | 以下　・　超える |
| 二次電子ろ過版 | | | | 有　・　無 |
| 照射口開閉用遠隔操作装置 | | | | 有　・　無 |
| 放射線診療従事者の被ばく線量の低減措置 | | | | 有　・　無 |
| インターロック装置 | | | | 有　・　無 |
| ６　診療用放射線照射装置使用室の放射線障害防止に関する構造設備の概要 | 使用室の防護物の概要 | 構造物の構造 | 耐火構造　　　・　　　不燃材料 | | |
| 遮へい物  遮へい物  を設ける場所 | 構造　　・　　材料　　・　　厚さ | | |
| 天　井 |  | | |
| 床 |  | | |
| 壁 |  | | |
| 通常の出入口の扉 |  | | |
| その他の開口部 |  | | |
| 操作室 | 有　・　無 | | |
| 監視用モニター等 | 有　・　無 | | |
| 人が常時出入りする出入口は、一箇所 | | | | 常時出入口　　　　　 箇所  非常口　　　　　　　 箇所 |
| 放射線発生時にその旨を自動的に表示する装置 | | | | 有　・　無 |
| エックス線診療室で使用する場合 | 診療用放射線照射装置の使用核種 | | | リン-32　イットリウム－90  ストロンチウム－90/イットリウム－90 |
| 当該放射線治療を受けている患者以外の患者の被ばく線量が1.3mSv/３月を超えるおそれがある場合には、放射線治療病室を有していること | | | 適　・　否 |
| 内部の壁、床等の突起物、くぼみ | | | 有　・　無 |
| 目地等のすきま | | | 有　・　無 |
| 保管簿（数量確認） | | | 有　・　無 |
| 放射線防護に関する専門知識を有する管理責任者 | | | 管理責任者名 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 管理体制を明確にする組織図 | 別添組織図のとおり |
| 合  用室で使用する場  放射性同位元素使 | 放射線に対する適切な防護措置 | 適　・　否 |
| 放射線防護に関する専門知識を有する管理責任者 | 管理責任者名 |
| 管理体制を明確にする組織図 | 別添組織図のとおり |
| の概要  ７　治療病室の放射線障害防止に関する構造設備 | 治療病室 | | 有　・　無 |
| 内部の壁、床等の突起物、くぼみ | | 有　・　無 |
| 目地等のすきま | | 有　・　無 |
| 内部の壁、床等の表面は、平滑な構造 | | 有　・　無 |
| 気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい構造 | | 有　・　無 |
| 治療病室である旨を示す標識 | | 有　・　無 |
| 治療病室画壁の外側における実効線量が１mSv/週以下 | | 以下　・　超える |
| 放射線治療患者である旨の標識 | | 有　・　無 |
| ８　貯蔵施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要 | 貯蔵の方法 | | 貯蔵室　・　貯蔵箱 |
| 外部と区画された構造 | | 適　・　否 |
| 画壁等の外側の実効線量が1mSv/週以下 | | 以下　・　超える |
| 耐火性の構造 | | 有　・　無 |
| 防火戸  （建築基準法施行令第112条第１項） | | 有　・　無 |
| 人が常時出入りする出入口は、１箇所 | | 常時出入口　　　　　 箇所  非常口　　　　　　　 箇所 |
| 閉鎖のための設備又は器具 | | かぎ　・　その他（　　 ） |
| 貯蔵施設である旨を示す標識 | | 有　・　無 |
| 汚染のひろがりを防止するための設備又は器具 | | 有　・　無 |
| 貯 | 貯蔵容器 | 有　・　無 |
| 貯蔵時において１ｍの距離における１㎝線量当量が100μSv/時以下 | 以下　・　超える |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 蔵　　　容　　　器 | 貯蔵容器は、気密な構造 | 適　・　否 | |
|  | 貯蔵容器はこぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いる | 適　・　否 | |
|  | 貯蔵容器である旨を示す標識 | 有　・　無 | |
|  | 種類及び数量の表示 | 有　・　無 | |
| 関する構造設備の概要  ９　運搬容器の放射線障害防止に | 運　　搬　　容　　器 | 運搬容器 | 有　・　無 | |
| 運搬時において１ｍの距離における１㎝線量当量が100μSv/時以下 | 以下　・　超える | |
| 運搬容器は、気密な構造 | 適　・　否 | |
| 運搬容器はこぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いる | 適　・　否 | |
| 運搬容器である旨を示す標識 | 有　・　無 | |
| 種類及び数量の表示 | 有　・　無 | |
| 10　診療用放射線照射装置使用室の放射線障害防止に関する予防措置の概要 | 画壁等の外側における実効線量が1mSv/週以下 | | 以下　・　超える | |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | | 従事者用 | 有　・　無 |
| 患者用 | 有　・　無 |
| 管理区域を設ける場所 | | 別添図面のとおり | |
| 管理区域である旨を示す標識 | | 有　・　無 | |
| 管理区域への立入の制限措置 | | 有　・　無 | |
| 管理区域の境界における実効線量が1.3mSv/３月以下 | | 以下　・　超える | |
| 病院又は診療所内の病室に入院している患者の被ばくする放射線（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3mSv /３月以下 | | 以下　・　超える | |
| 病院又は診療所内の人が居住する区域及び敷地の境界における線量限度は実効線量が250μSv/３月以下 | | 以下　・　超える | |
| 放射線測定器 | | 有　・　無 | |
| 放射線診療従事者の被ばく測定器 | | 有　・　無 | |
| 記録簿 | | 有　・　無 | |
| ＲＡＬＳ（遠隔操作式後充填法）用の診療用放射線照射装置についてはアプリケータと接続し、かつ、チャンネルを合わせていないと線源が利用できない等、安全保持機構が備わっているものに限られること | | 適　・　否 | |

　注意事項

　１　隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射装置使用室、治療病室及び貯蔵室の平面図及び側面図を添付すること。

　２　使用室図は、照射方向、発生管の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）及び防護物の材料及び厚さを記入した縮図とすること。

　３　管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。

　４　放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。

　５　漏えい放射線測定記録は届出に添付不要であるが、測定記録を保管しておくこと。